

転入

に関連するおもな手続き

下記にあてはまる人は世帯にいますか？ あてはまる手続きをご自身で確認してください		手続き	必要なもの	受付窓口	
住所 戸籍	マイナンバーカードをお持ちの人	カードの継続利用(住所変更)	マイナンバーカード	市民課 (1F ピンク②番)	
	マイナンバーカードをお持ちでない人	カードの申請をお手伝いします	※受付窓口でお尋ねください		
	印鑑登録が必要な人	印鑑登録	※受付窓口でお尋ねください		
※各種資格確認書・受給者証・認定証等は、後日(3営業日以内)郵送で送付します					
保険 年金	国民健康保険に加入する人	国民健康保険の加入		保険年金課 (1F 黄色⑦番)	
	→70 歳から 74 歳までの人	国民健康保険の加入	(お持ちの人) 負担区分等証明書		
	→世帯に後期高齢者医療制度の 加入者がいる人	保険税の軽減有無確認	(お持ちの人) ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票		
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の 資格が切れた人	・国民健康保険の加入 ※資格喪失日より 14 日以内	勤務先の健康保険の 資格喪失証明書		
		国民年金の加入(20 歳から 60 歳未満) ※資格喪失日より 14 日以内		保険年金課 (1F 黄色⑥番)	
	→各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が必要な人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※受付窓口でお尋ねください	保険年金課 (1F 黄色⑧番)	
	75 歳以上の人 または 65 歳以上で後期高齢者医療制度に加入している人	後期高齢者医療資格確認書の交付			
	→宮崎県外から転入した人	負担区分の確認	(お持ちの人) 負担区分等証明書		
		→各種認定証(病院での支払が一定金額 までになる証明書)が新たに必要人	・限度額適用認定証 ・限度額適用 標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証 等の申請	※県内で引越した人で、今まで認定証等を持っ ていた人は申請不要	
	国民年金に加入中の人	国民年金の住所変更	※マイナンバーと基礎年金番号が結びついて いる人は届出不要	保険年金課 (1F 黄色⑥番)	
年金を受給中の人	年金の住所変更 ※共済年金の人は共済組合へ ※農業者年金の人は農協へ				
高 齢	65 歳以上の人	介護保険の加入		介護保険課 (1F オレンジ色 7 番)	
	→前の住所地で要介護認定を受けていた人	要介護認定の相談・申請	(お持ちの人) 介護保険受給資格証明書		
	満 70 歳以上の人 または ※満 65 歳以上で運転免許証をお持ちでない人	敬老特別乗車券(バス券)の申請	・交付手数料 1,000 円	福祉課 (1F 紺色 5 番)	
障がい	障がいの手帳をお持ちの人	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳等	障がい福祉課 (1F 水色 6 番)	
		各種福祉サービスの相談・案内	※受付窓口でお尋ねください		
	自立支援医療(精神通院、更生医療、育成医療) を受けていた人	各種自立支援医療の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください		
	特別障害者手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 を受給していた人 経過的福祉手当	各種手当の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください		
	重度心身障害者医療費受給資格 を持っていた人	重度心身障害者医療費助成の 相談・申請	※受付窓口でお尋ねください		
こども	小学生・中学生の子どもがいる人	転校手続き (転入通知書の交付)	・在学証明書(前の学校で交付) ・教科用図書給与証明書(前の学校で交付) ・転入通知書(市民課で交付)	市民課 (1F ピンク②番) ※必要なもの 3 点を入学する学校へ 提出してください	
	0 歳～中学生の子どもがいる人	児童手当の申請 ※公務員世帯の人は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して 15 日以内	・請求者の通帳 ・請求者の資格確認書 (3 歳未満の子どもがいるとき) ・子どもの資格確認書 (子どもと別居しているとき)	こども政策課 (1F 緑色 3 番) ※必要なものがそろっていないくても お立ち寄りください	
		子ども医療費助成の相談・申請 ※転入日から 15 日以内での申請が必要	・子どもの資格確認書 ・保護者の通帳	こども政策課 (1F 緑色 3 番)	
	妊娠中の人	妊婦健康診査助成券等の交付	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査助成券	都城市保健センター (中心市街地 Mallmall 内) 電話：0986-36-5661 住所：中町 17 街区 19 号	

こども	保育園等に入所を希望する人	保育園等の入所相談	※受付窓口でお尋ねください	保育課 (2F 黄緑色 13 番)
	放課後児童クラブの利用を希望する人	児童クラブ入会	※受付窓口でお尋ねください	こども政策課 (1F 緑色 3 番)
	ひとり親家庭等に該当する人	児童扶養手当の相談・申請	※受付窓口でお尋ねください	
		母子・父子等医療費助成の 相談・申請	・資格確認書(親・子) ・同意書(本人または保護者、生計維持者、 同一世帯員)	
税・料金	上下水道を使用する人	使用開始申込み ※オンラインまたは電話で手続きできます		上下水道局お客様センター 電話：0986-23-4510
	税・料等の口座振替を希望する人	口座振替の申請 ※オンライン又は取り扱い金融機関の窓口で手 続きできます		会計課
	原付バイク・小型特殊を所有している人	所有申告(軽自動車税)		市民税課 (2F 青色 12 番)
	軽二輪(125 cc超え 250 cc以下)、 自動二輪(250 cc超え)を所有している人	※九州運輸局宮崎運輸支局にご相談ください		九州運輸局宮崎運輸支局 電話：050-5540-2088
	軽自動車を所有している人	※軽自動車検査協会宮崎事務所にご相談ください		軽自動車検査協会宮崎事務所 電話：050-3816-1760
その他	犬を飼っている人	犬の登録	前の住所地で発行された鑑札	環境政策課 (北別館 3F)
	市営住宅に入居または同居を希望する人	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続き	※受付窓口でお尋ねください	・住宅施設課(3F) ・各総合支所産業建設課 (山之口、高城、山田、高崎の 市営住宅の場合)

都城市役所

〒885－8555
都城市姫城町 6 街区 21 号

市役所代表電話

0986-23-2111

開庁時間 午前 8 時 45 分 ～ 午後 4 時 30 分
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

市 HP



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

手続きチェックシート 転入

都城市に引越された人へ

転入届

住み始めた日から 14 日以内に届出してください

《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」
(マイナンバーカードをお持ちの人には原則発行されません)
- ・お持ちの人は「**マイナンバーカード**」
- ・外国籍の人は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない手続きは、
後日あらためて来庁いただく場合があります。

忘れずにお持ちください

本人確認書類

市役所で手続きの際は本人確認をします。
本人確認書類の提示をお願いします。

＜官公署が発行した、顔写真付きで
身分を証明できるもの＞

1 点で
本人確認
できるもの



マイナンバーカード



運転免許証

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証等

確認に
2 点が
必要なもの

- ・資格確認書
- ・年金手帳※
- ・介護保険証
- ・学生証
- ・顔写真付きの社員証 等

※年金手帳は令和 4 年 4 月 1 日に廃止されましたが、引き続き
本人確認書類として利用いただけます。

代理人が手続きするときは

1. 代理人として来られた人について本人確認をします。
2. 手続きができるかどうか、手続きの対象となる人との関係や委任状等により
確認します。
3. マイナンバー制度の対象手続きの場合は、手続きの対象となる人のマイナン
バー(個人番号)を提示いただきます。